

公 告

下記の掛川市公有財産売払いについて、一般競争入札を行うので、掛川市公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要領第3条の規定に基づき公告する。

令和6年4月15日

掛川市長 久保田 崇



記

1 入札執行者
掛川市長 久保田 崇

2 入札に付する公有財産
入札対象財産

土地

地番：掛川市上土方字大坪320番1

地目：宅地

面積：2,896.19㎡

建物

構造：鉄骨造折版葺平家建 延床面積：912.00㎡

予定価格（最低売却価格） 3,600,000円

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する掛川市の職員
- (4) 一般競争入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- (5) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) その他、市長が入札参加者として不適当であると判断した者

4 入札に参加する申込の期間及び場所

(1) 申込受付期間

令和6年4月15日(月)から令和6年6月7日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- (2) 申込受付場所 掛川市役所総務部資産経営課公共施設マネジメント推進室
公共施設マネジメント推進係
住 所 掛川市長谷一丁目1番地の1
電話番号 0537-21-1132(直通)

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年6月19日(水)午前9時30分から
(2) 場 所 掛川市役所4階 会議室6

6 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者
(2) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者
(3) 談合その他不正行為を行ったと認められる者
(4) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
(5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
(6) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者
(7) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者
(8) 鉛筆書きの入札をした者
(9) 金額を訂正した入札をした者
(10) 指定した日時、場所に入札をしなかった者
(11) 郵送又はファクシミリによる入札をした者
(12) 担当職員の指示に従わず入札をした者
(13) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
(14) 入札参加心得書に示した条件に違反して入札した者
(15) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は無しとする。

8 その他必要な事項

- (1) 郵送又は電送による入札は認めない。
(2) 詳細は「掛川市公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要領」による。
(3) 照会窓口は、掛川市役所総務部資産経営課公共施設マネジメント推進室公共施設マネジメント推進係(電話番号:0537-21-1132(直通))とする。